

重要事項説明書

（訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時訪問介護看護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「京都府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社あっと
代表者氏名	代表取締役 北村 里栄子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒614-8116 京都府八幡市川口東扇14-18 090-8888-9464
法人設立年月日	2022年7月29日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションあっと
介護保険指定 事業所番号	2662990148
事業所所在地	〒614-8365 京都府八幡市男山金振1-9 ウエルズ21男山D号室
連絡先 相談担当者名	TEL: 075-950-0300 FAX: 075-950-0301 相談担当: 北村 里栄子
事業所の通常の 事業の実施地域	八幡市・京田辺市・枚方市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、定期的な事業の提供を目的とする。
運営の方針	訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たって、ステーションの看護職員等は要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土（日曜日・12/30～1/3 休み）
営業時間	8時30分～17時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月・火・水・木・金・土（12/30～1/3を除く）
サービス提供時間	9時～16時30分

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護（介護予防訪問看護）計画を交付します。 4 訪問看護（介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。	常勤2.5名以上
看護職員（看護師・准看護師）	1 訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。	常勤1名以上 非常勤1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成します。
訪問看護（介護予防訪問看護）の提供	訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供します。 具体的な訪問看護（介護予防訪問看護）の内容 ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④床ずれの予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について（別紙料金表参照）

医療保険・介護保険の改定により料金に変更となることがありますのでご了承ください。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時 00 分 まで	午後 6 時 00 分 から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に相当する単位が加算されます。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護（介護予防訪問看護）計画の見直しを行ないます。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（介護予防訪問看護）を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護（介護予防訪問看護）費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護（介護予防訪問看護）の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。
 - ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態
 特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護（介護予防訪問看護）を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。
 その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護（介護予防訪問看護）が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成した利用者に対し、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し

宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の訪問看護（介護予防訪問看護）を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護（介護予防訪問介護）事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護（介護予防訪問）を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護（介護予防訪問看護）が困難と認められる場合等）に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護（介護予防訪問）を行った場合、訪問看護（介護予防訪問）の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への訪問看護（介護予防訪問看護）の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護（介護予防訪問）を行った場合に算定します。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

交通費	事業所から片道 5 キロメートル未満	200 円
	事業所から片道 5 キロメートル以上	400 円
キャンセル料	12 時間前までに連絡のない場合 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等場合には、キャンセル料は請求いたしません。	1,500 円
休日利用料（営業日以外）		2,500 円
死後の処置料		10,000 円

5 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送・持参）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 毎月 27 日（土・日、祝日の場合は翌日）に指定の口座よりお引き落としさせていただきます。 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 （医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額 及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	北村 里栄子
	イ	連絡先電話番号	075-950-0300
		同ファックス番号	075-950-0301
	ウ	受付日及び受付時間	(平日 9 時～17 時)

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証・介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	北村 里栄子
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を 1 回/年実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名： 続柄： 住 所： 電 話 番 号： 携 帯 電 話：
【主治医】	医療機関名： 氏 名： 電 話 番 号：

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、京都府、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【事故・苦情等相談窓口】表-1

【市町村（保険者）の窓口】 八幡市役所 健康福祉部	所在地 京都府八幡市八幡園内 75 電話番号 075-983-1111 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
京田辺市役所 健康福祉部	所在地 京都府京田辺市田辺 80 電話番号 0774-63-1122 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地 枚方市大垣内 2 丁目 1-20 電話番号 072-841-1468 FAX 番号 072-841-1322 受付時間 9:00～17:30
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

1 2 心身の状況の把握

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 4 サービス提供の記録

- ① 訪問看護（介護予防訪問看護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 5 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 訪問看護（介護予防訪問看護）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 訪問看護（介護予防訪問看護）サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成する者

氏 名： 北村 里栄子 （連絡先：075-950-0300）

(2) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情の把握 ②検討会等の開催 ③改善の実施 ④解決困難な場合・指導の検討

④ 再発防止 ⑥事故発生所の対応等

苦情申立の窓口 ※市町村の相談窓口は上記表-1 参照

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所 在 地：京都府八幡市男山金振 1-9 ウエルズ 2 1 男山 D 号室 電話番号：075-950-0300 ファックス番号：075-950-0301 受付時間：（平日）9 時～17 時
-------------------------------------	--

18 緊急時対応連絡先（24 時間）

連絡先会社名	訪問看護ステーションあっと
連絡先電話番号	075-950-0300

上記内容について、「京都府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	説明年月日	年	月	日
	所 在 地	京都府八幡市男山金振 1-9 ウエルズ 2 1 男山 D 号室		
	法 人 名	株式会社 あっと		
	代 表 者 名	北村 里栄子 印		
	事 業 所 名	訪問看護ステーション あっと		
	説 明 者 氏 名	印		

○私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

○私は、緊急時の対応方法についての説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

○私は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

○私は、マイナンバーカードを利用しオンライン資格確認による情報を取得することに同意します。

○法令等により、医療保険・介護保険の診療報酬改定が行われた時には料金改定が発生し支払い料金に変更が生じることに同意します。

【個人情報使用目的】

- ・ 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及び、サービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
- ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印